

平成21年度 保育対策等促進事業費補助金実施要綱 新旧対照表 (案)

改正後	現 行
<p style="text-align: right;">雇児発第0609001号 平成20年6月9日 (雇児発第*****号 平成21年*月*日 一部改正)</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">保育対策等促進事業の実施について</p> <p>近年の核家族化の進行、就労形態の多様化等といった社会的背景により、児童とその家族を取り巻く環境が大きく変化している中で、保育についても多様なニーズに対応したサービスが求められている。 そこで、子育てにおける負担の軽減や仕事と子育ての両立支援など、安心して子育てが出来る環境づくりを総合的に推進するため、保育対策等促進事業を次により実施し、平成21年4月1日より適用することとしたので、本事業の円滑な実施を図られたく通知する。 あわせて、貴管内市町村（特別区を含む。）に対して、貴職よりこの旨周知されるようお願いする。 なお、本通知の施行に伴い、平成12年3月29日児発第247号厚生省児童家庭局長通知「保育対策等促進事業の実施について」は、平成20年3月31日限りで廃止する。</p> <p>第1 事業の種類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一時預かり事業 2 特定保育事業 3 休日・夜間保育事業 4 病児・病後児保育事業 5 待機児童解消促進等事業 6 保育環境改善等事業 	<p style="text-align: right;">雇児発第0609001号 平成20年6月9日</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">保育対策等促進事業の実施について</p> <p>近年の核家族化の進行、就労形態の多様化等といった社会的背景により、児童とその家族を取り巻く環境が大きく変化している中で、保育についても多様なニーズに対応したサービスが求められている。 そこで、子育てにおける負担の軽減や仕事と子育ての両立支援など、安心して子育てが出来る環境づくりを総合的に推進するため、保育対策等促進事業を次により実施し、平成20年4月1日より適用することとしたので、本事業の円滑な実施を図られたく通知する。 あわせて、貴管内市町村（特別区を含む。）に対して、貴職よりこの旨周知されるようお願いする。 なお、本通知の施行に伴い、平成12年3月29日児発第247号厚生省児童家庭局長通知「保育対策等促進事業の実施について」は、平成20年3月31日限りで廃止する。</p> <p>第1 事業の種類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一時・特定保育等事業 2 休日・夜間保育事業 3 病児・病後児保育事業 4 待機児童解消促進等事業 5 保育環境改善等事業

第2 事業の実施

各事業の実施及び運営は、次によること。

- 1 一時預かり事業実施要綱（別添1）
- 2 特定保育事業実施要綱（別添2）
- 3 休日・夜間保育事業実施要綱（別添3）
- 4 病児・病後児保育事業実施要綱（別添4）
- 5 待機児童解消促進等事業実施要綱（別添5）
- 6 保育環境改善等事業実施要綱（別添6）

第2 事業の実施

各事業の実施及び運営は、次によること。

- 1 一時・特定保育等事業実施要綱（別添1）
- 2 休日・夜間保育事業実施要綱（別添2）
- 3 病児・病後児保育事業実施要綱（別添3）
- 4 待機児童解消促進等事業実施要綱（別添4）
- 5 保育環境改善等事業実施要綱（別添5）

(別添1)

一時預かり事業実施要綱

1 事業の目的

常日頃、保育所を利用していない家庭においても、保護者の疾病や災害等により、一時的に家庭での保育が困難となる場合がある。また、核家族化の進行や地域の子育て力が低下する中で、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援が必要とされている。

こうした保育需要に対応するため、保育所等において児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は市町村が適切と認めたとする。

3 対象児童

本事業の対象となる児童は、家庭において一時的に保育を受けることが困難となった乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）とする。

4 事業類型

本事業の対象となる事業類型は、次に掲げるものとする。

(1) 保育所型

児童福祉法（昭和22年法律第164号）（以下「法」という。）第6条の2第7項の規定に基づき、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を保育所において一時的に預かる事業

(2) 地域密着型

法第6条の2第7項の規定に基づき、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を地域子育て支援拠点や駅周辺等利便性の高い場所などにおいて一時的に預かる事業

(3) 地域密着II型（(2)に類するもの）

法第6条の2第7項の規定に準じ、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を地域子育て支援拠点や駅周辺等利便性の高い場所などにおいて一時的に預かる事業

5 実施要件

(1) 保育所型及び地域密着型

児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）（以下「規則」という。）第36条の7各号に定める設備及び人員に関する基準等を遵守すること。

(2) 地域密着II型

① 規則第36条の7第1項、第4項の規定に準じ、適切な保育環境を整備するよう努めること。

② 規則第36条の7第2項の規定に準じ、事業の対象となる乳幼児の年齢及び人数に応じて、当該乳幼児の処遇を行う者（以下「担当者」という。）を配置することとし、当該担当者の数は2名を下ることはできないこととする。ただし、乳幼児の保育について経験豊

(別添1)

一時・特定保育等事業実施要綱

1 一時保育促進事業

(1) 事業の目的

常日頃、保育所を利用していない家庭においても、保護者の疾病や災害等により、一時的に家庭での保育が困難となる場合がある。また、核家族化の進行や地域の子育て力が低下する中で、育児疲れによる保護者の心理的・肉体的負担を軽減するための支援が必要とされている。

こうした保育需要に対応するため、保育所等において児童を一時的に保育することで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(2) 実施主体

実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は保育所を経営する者とする。

(3) 対象児童

本事業の対象となる児童は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）（以下「法」という。）第24条の規定に基づく保育の実施の対象とならない就学前児童とする。

(4) 実施要件

① 児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）（以下「最低基準」という。）第33条第2項の規定に基づき、対象児童の年齢及び人数に応じて、本事業を担当する保育士を配置すること。

ただし、年間の平均利用児童数が1名を下回る場合には、最低基準第33条第2項及びその他の補助金等の職員配置基準を超えた保育士が配置されていれば、本事業を担当する保育士が配置されていなくても差し支えない。

② 本事業を実施するために必要な専用の部屋が確保されていること。ただし、適切な事業実施が可能な場合は、保育所の空きスペースのほか、継続的な使用が確保される公共施設の空き部屋等において実施することも差し支えない。

また、公共施設の空き部屋等を利用して本事業を実施する場合においても、最低基準第32条第8号の基準を満たすこと。

③ 公共施設の空き部屋等で実施する場合には、保育士を2名以上配置すること。

(5) 留意事項

① 本事業の実施に当たっては、法第24条による保育の実施に支障がないよう職員配置や設備基準について十分に留意すること。

② 本事業の実施に当たっては、保育所保育指針（平成11年10月29日児発第799号厚生省児童家庭局長通知）を参考とすること。

(6) 事業の実施手続

① 市町村の長（指定都市及び中核市の市長を除く。以下同じ。）及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所等について都道府県知事に十分協議を行うこと。

② この実施要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を整備しておくこと。

(7) 費用

富な保育士を1名以上配置すること。

保育士資格を有していない担当者の配置は、市町村等が実施する研修を受講・修了することを要件とする。

なお、研修内容については概ね別紙1に掲げる研修科目、時間数以上であることとし、市町村等が実施する他の研修会が別紙1の内容を満たす場合には、その研修等の修了をもって代えることも差し支えないこと。

- ③ 事業を実施するに当たっては、規則第36条の7第3項の規定に準じ、保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）に定める保育内容を参考とすること。

6 事業の実施手続

(1) 保育所型及び地域密着型

法第34条の11第1項の規定に基づき、都道府県知事へ届出を行うこと。

(2) 地域密着Ⅱ型

- ① 市町村の長（指定都市及び中核市の市長を除く。以下同じ。）及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施施設について都道府県知事に十分協議を行うこと。
- ② この実施要綱の要件に適合する施設である旨の必要な書類を整備しておくこと。

7 費用

- (1) 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

① 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業

② 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業

- (2) 規則第36条の7第5項に規定に基づき、本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担とすることができる。

また、地域密着Ⅱ型においても、保育所型及び地域密着型に準じた取扱いとすること。

- ① 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
- ア 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業
- イ 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業
- ② 本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担とすることができる。

2 特定保育事業

(1) 事業の目的

パートタイム勤務や育児短時間勤務等、保護者の就労形態が多様化している中で、働き方に応じた保育の実施が求められている。こうした保育需要に対応するため、保育所において児童を一定程度（1か月当たり概ね64時間以上）継続的に保育することで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(2) 実施主体

実施主体は、市町村又は保育所を運営する者とする。

(3) 対象児童

本事業の対象となる児童は、法第24条の規定による保育の実施の対象とならない就学前児童とする。
ただし、同居親族等が対象児童を保育できる場合は、本事業の対象としない。

(4) 実施要件

- ① 最低基準第33条第2項の規定に基づき、対象児童の年齢及び人数に応じて、本事業を担当する保育士を配置すること。
ただし、年間の平均利用児童数が1名を下回る場合には、最低基準第33条第2項及びその他の補助金等の職員配置基準を超えた保育士が配置されていなければ、本事業を担当する保育士が配置されていなくても差し支えない。
- ② 本事業を実施するために必要な専用の部屋が確保されていること。
ただし、適切な事業実施が可能な場合は、保育所の空きスペースのほか、継続的な使用が確保される公共施設の空き部屋等において実施することも差し支えない。
また、公共施設の空き部屋等を利用して本事業を実施する場合においても、最低基準第32条第8号の基準を満たすこと。
- ③ 公共施設の空き部屋等で実施する場合には、保育士を2名以上配置すること。
- ④ 最低基準第32条の規定に基づき、対象児童の人数に応じて、必要となる設備の基準を確保すること。

(5) 留意事項

- ① 本事業の実施に当たっては、法第24条による保育の実施に支障がないよう職員配置や設備基準について十分に留意すること。
- ② 本事業の実施に当たっては、保育所保育指針を参考とすること。

(6) 事業の実施手続

- ① 市町村の長及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所等について都道府県知事に十分協議を行うこと。
- ② この実施要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を整備しておくこと。

(7) 費用

- ① 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
 - ア 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業
 - イ 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業
- ② 本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担とすることができる。

3. 在宅子育て家庭一時預かりパイロット事業

(1) 事業の目的

子育て家庭においては、通院、社会参加活動、育児疲れ等による心理的・肉体的負担の軽減等のため、一時的に家庭での保育が困難となる場合がある。

こうした保育需要に対応するため、駅周辺等の利便性の高い場所において、必要な時間だけ児童の預かりを行うことで、安心して子育てができる環境を整備するとともに、多様な実施主体による利便性の高い場所での保育サービスの提供について、事業の効率性や安全性等に

ついて検証することを目的とする。

- (2) 実施主体
実施主体は、市町村又は市町村が適切と認めた者とする。
- (3) 対象児童
本事業の対象となる児童は、法第24条の規定による保育の実施の対象とならない就学前児童とする。
- (4) 実施要件
 - ① 最低基準第33条第2項の規定に基づき、対象児童の年齢及び人数に応じて、本事業を担当する者（以下「担当者」という。）を配置すること。
ただし、担当者の数は全体で2名を下回らないこと。
 - ② 担当者は、乳幼児の保育について経験豊富な保育士を1名以上配置するとともに、市町村等が実施する一定の研修を修了した者を配置すること。
 - ③ ②により、保育士資格を有していない者を配置する場合は、市町村等が実施する研修を受講・修了することを要件とする。なお、研修内容については概ね別紙1に掲げる研修科目、時間数以上であることとし、市町村等が実施する他の研修会が別紙1の内容を満たす場合には、その研修等の修了をもって代えることも差し支えない。
 - ④ 本事業を実施するために必要な専用の部屋が確保されていること。また、最低基準第32条第8号の基準を満たすこと。
 - ⑤ 市町村は本事業に関する実績等について別紙2の内容により報告すること。
- (5) 留意事項
 - ① 店舗の顧客など利用者を特定の者に限定せず、公共性を確保するとともに、利便性の高い場所での継続的な事業実施に努めること。
 - ② 日々変動する利用児童数に対応するため、担当者を効率的かつ安定的に確保し、事業の効率的な実施に努めること。
 - ③ 利用手続についても、利用者の利便性に配慮し、事務処理や管理業務を効率的に行うこと。
 - ④ 初めて利用する児童の情緒の安定に配慮するなど、保育所保育指針を参考として事業実施に努めること。
 - ⑤ 緊急の利用申込みにも対応できる実施体制の確保に努めること。
 - ⑥ 児童の急病、事故等の緊急時の対応方法について事前に定めるなど、安全な実施体制を確保すること。
 - ⑦ 職員配置、備品、保育材料等について、児童の援助に支障がないよう十分に留意すること。
- (6) 事業の実施手続
 - ① 市町村の長及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施施設について都道府県知事に十分協議を行うこと。
 - ② この実施要綱の要件に適合する施設である旨の必要な書類を整備しておくこと。
- (7) 費用
 - ① 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
 - ア 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業
 - イ 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業

- ② 本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担とすることができる。
また、時間単位での利用が可能となるように利用料の設定を行うこと。

4 地域保育資源活用事業

(1) 事業の目的

多様な保育ニーズに対応するために、保育所においては、休日保育、時間外保育、病児・病後児保育などの取組を推進しているところであるが、今般、地域の民間保育資源である事業所内保育施設（事業主が雇用する労働者の子を保育するために事業所の敷地内等に設置する施設。以下同じ。）を有効に活用することとし、当該施設において地域の児童を休日・時間外に保育する事業、及び地域の児童が病気の際に保育する事業を実施することで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(2) 実施主体

実施主体は、市町村とする。ただし、本事業を事業所内保育施設を経営する事業主に委託できるものとする。

(3) 事業類型

本事業の対象となる事業類型は、次に掲げるものとする。

① 休日保育事業

事業所内保育施設において、休日（日曜・国民の祝日）に児童の保育を行う事業。

② 時間外保育事業

事業所内保育施設において、近隣の認可保育所の閉所後（時間外）に、児童の保育を行う事業

③ 病児・病後児保育事業

事業所内保育施設において、病中・病後の児童を保育する事業。

(4) 対象児童

本事業の対象となる児童は、次のとおりとする。

なお、地域の児童のみならず、事業所内保育施設を利用している児童（当該事業所の労働者の子）についても、本事業の対象とすることができるものとする。

ただし、(財)21世紀職業財団福祉関係業務規程（平成7年10月1日規程第1号）第3章の規定による育児・介護雇用安定等助成金（両立支援レベルアップ助成金）支給要領（平成9年4月1日要領第3号）に基づく事業所内託児施設設置・運営コースで整備した施設であって、現に運営費を受給している場合には、事業所内保育施設を利用している児童（当該事業所の労働者の子）については、本事業の対象外とする。

① 法第24条の規定による保育の実施の対象となる就学前児童であって、別添2「休日・夜間保育事業」を実施する保育所が近隣にない等の理由により、休日における保育所の利用が困難な児童

② 法第24条の規定による保育の実施の対象となる就学前児童であって、別添2「休日・夜間保育事業」を実施する保育所が近隣にない等の理由により、認可保育所の閉所後（時間外）において保育所の利用が困難な児童

③ 就学前児童であって、別添3「病児・病後児保育事業」を実施す

(別添2)

特定保育事業実施要綱

1 事業の目的

パートタイム勤務や育児短時間勤務等、保護者の就労形態が多様化している中で、働き方に応じた保育の実施が求められている。
こうした保育需要に対応するため、保育所において児童を一定程度(1か月当たり概ね64時間以上)継続的に保育することで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、市町村又は保育所を経営する者とする。

3 対象児童

本事業の対象となる児童は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)(以下「法」という。)第24条の規定による保育の実施の対象となら

る施設が近隣にない等の理由により、病児・病後児保育事業の利用が困難な児童

(5) 実施要件

① 休日保育事業・時間外保育事業

- ア 最低基準第33条第2項の規定に基づき、対象児童の年齢及び人数に応じて、本事業を担当する保育士を配置すること。
- イ 保育室等の面積は、最低基準第32条の規定に基づき、対象児童の人数に応じて、必要となる面積が確保されていること。
- ウ 地域の児童を3名以上受け入れるとともに、当該事業所の労働者の子と合わせて利用児童数が10名以上とすること。
- エ 認可保育所と同等の開所日数が確保されていること。

② 病児・病後児保育事業

- ア 事業を担当する看護師、准看護師、保健師又は助産師(以下、「看護師等」という。)を1名以上配置することとし、預かる人数は、看護師等1名に対して児童2名程度とすること。
- イ 医務室、余裕スペース等で衛生的に配慮されており、対象児童の安静が確保できる場所を確保すること。
- ウ 認可保育所と同等の開所日数が確保されていること。

(6) 事業の実施手続

- ① 市町村の長及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施施設について都道府県知事に十分協議すること。
- ② この実施要綱の要件に適合する施設である旨の必要な書類を整備しておくこと。

(7) 費用

- ① 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
 - ア 市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業
 - イ 指定都市及び中核市が実施する事業
- ② 本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担とすることができる。

ない就学前児童とする。

ただし、同居親族等が対象児童を保育できる場合は、本事業の対象としない。

4 実施要件

- (1) 児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)(以下「最低基準」という。)第33条第2項の規定に基づき、対象児童の年齢及び人数に応じて、本事業を担当する保育士を配置すること。
ただし、年間の平均利用児童数が1名を下回る場合には、最低基準第33条第2項及びその他の補助金等の職員配置基準を超えた保育士が配置されていれば、本事業を担当する保育士が配置されていなくても差し支えない。
- (2) 本事業を実施するために必要な専用の部屋が確保されていること。
ただし、適切な事業実施が可能な場合は、保育所の空きスペースのほか、継続的な使用が確保される公共施設の空き部屋等において実施することも差し支えない。
また、公共施設の空き部屋等を利用して本事業を実施する場合においても、最低基準第32条第8号の基準を満たすこと。
- (3) 公共施設の空き部屋等で実施する場合には、保育士を2名以上配置すること。
- (4) 最低基準第32条の規定に基づき、対象児童の人数に応じて、必要となる設備の基準を確保すること。

5 留意事項

- (1) 本事業の実施に当たっては、法第24条による保育の実施に支障がないよう職員配置や設備基準について十分に留意すること。
- (2) 本事業の実施に当たっては、保育所保育指針を参考とすること。

6 事業の実施手続

- (1) 市町村の長及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所等について都道府県知事に十分協議を行うこと。
- (2) この実施要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を整備しておくこと。

7 費用

- (1) 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
 - ① 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業
 - ② 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業
- (2) 本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担とすることができる。

(別添3)

休日・夜間保育事業実施要綱

1 休日保育事業

(1) 略

(2) 実施主体

実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は市町村が適切と認めたとする。

(3) 略

(4) 実施要件

① 休日等を含めて、年間を通じて開所する保育所等を指定して実施すること。

② 略

③ 略

④ 本事業の実施場所は、保育所又は継続的な使用が確保される最低基準第32条に定める設備の基準を満たす施設であって、かつ、市町村が運営費を公費助成している施設とすること。（保護者負担（利用料）を軽減することを目的とした公費助成は含まない。また、特定の児童を対象とする事業所内保育施設等は除く。）

(5) 略

(6) 略

(別添2)

休日・夜間保育事業実施要綱

1 休日保育事業

(1) 事業の目的

保護者の就労形態が多様化している中で、日曜日、国民の祝日等（以下、「休日等」という。）においても保育に欠ける児童に対する保育の実施が求められている。

こうした保育需要に対応するため、休日等に保育所等で児童を保育することで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(2) 実施主体

実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は保育所を経営する者とする。

(3) 対象児童

本事業の対象となる児童は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）（以下「法」という。）第24条の規定に基づく保育の実施の対象となる就学前児童であって、休日等においても保育に欠ける児童とする。

(4) 実施要件

① 休日等を含めて、年間を通じて開所する保育所を指定して実施すること。

② 児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）（以下「最低基準」という。）第33条第2項の規定に基づき、対象児童の年齢及び人数に応じて、本事業を担当する保育士を配置すること。

ただし、保育士の数は全体で2名を下回らないこと。

③ 対象児童に対して、適宜、間食又は給食等を提供すること。

④ 本事業の実施場所は、保育所のほか、継続的な使用が確保される公共施設の空き部屋等において実施することも差し支えない。

ただし、公共施設の空き部屋等を利用して本事業を実施する場合においても、最低基準第32条第8号の基準を満たすこと。

(5) 事業の実施手続

① 市町村の長（指定都市及び中核市の市長を除く。以下同じ。）及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所等について都道府県知事に十分協議すること。

② この実施要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を整備しておくこと。

(6) 費用

① 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

ア 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業

イ 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業

② 本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担とすることができる。

2 夜間保育推進事業

(1) 略

(2) 実施主体

実施主体は、市町村又は市町村が適切と認めた者とする。

(3) 実施要件

本事業の対象となる保育所等は、次に掲げるものとする。

- ① 平成12年3月30日児発第298号通知「夜間保育所の設置認可等について」に基づく夜間保育所
- ② 略

③ 継続的な使用が確保される最低基準第32条及び第33条第2項に定める基準を満たす施設であって、開所時間・仮眠設備等において上記①又②の要件を満たす保育所と同等であると市町村が認めた施設、かつ、市町村が運営費を公費助成している施設とすること。
(保護者負担(利用料)を軽減することを目的とした公費助成は含まない。また、特定の児童を対象とする事業所内保育施設等は除く。)

(4) 略

(5) 略

2 夜間保育推進事業

(1) 事業の目的

保護者の就労形態が多様化している中で、夜間においても保育に欠ける児童に対する保育の実施が求められている。
こうした保育需要に対応するため、夜間保育を実施する保育所に対して、運営に係る特別な経費を助成することにより、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(2) 実施主体

実施主体は、市町村又は保育所を経営する者とする。

(3) 実施要件

本事業の対象となる保育所は、次に掲げるものとする。

- ① 平成12年3月30日児発第298号通知「夜間保育所の設置認可等について」に基づく夜間保育所
- ② 平成10年4月9日児発第302号通知「保育所分園の設置運営について」に基づく中心保育所が、①の事業を実施しない場合であって、同通知の5により分園が中心保育所と開所時間に差を設けて行う夜間保育事業

(4) 事業の実施手続

- ① 市町村の長及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所について都道府県知事に十分協議を行うこと。
- ② この実施要綱の要件に適合する保育所である旨の必要な書類を整備しておくこと。

(5) 費用

- 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
- ① 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業
 - ② 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業

(別添 1)

病児・病後児保育事業実施要綱

1 (略)

2 (略)

3 (略)

4 (略)

(別添 3)

病児・病後児保育事業実施要綱

- 1 事業の目的
保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合がある。
こうした保育需要に対応するため、病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応等を行うことで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。
- 2 実施主体
実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は市町村が適切と認めた者とする。
- 3 事業類型
本事業の対象となる事業類型は、次に掲げるものとする。
 - (1) 病児対応型
児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペースで一時的に保育する事業。
 - (2) 病後児対応型
児童が病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペースで一時的に保育する事業。
 - (3) 体調不良児対応型
児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所における緊急的な対応を図る事業及び保育所に通所する児童に対して保健的な対応等を図る事業
- 4 対象児童
本事業の対象となる児童は、次のとおりとする。
 - (1) 病児対応型
当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難であり、かつ保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が必要と認めた小学校3年生までの児童（以下「病児」という。）
 - (2) 病後児対応型
病気の回復期であり、かつ、集団保育が困難で、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が必要と認めた小学校3年生までの児童（以下「病後児」という。）
 - (3) 体調不良児対応型
事業実施保育所に通所しており、保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童であって、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とする児童（以下「体調不良児」という。）

5 実施要件

(1) 病児対応型

- ① 病児の看護を担当する看護師、准看護師、保健師又は助産師（以下「看護師等」という。）を利用児童おおむね10人につき1名以上配置するとともに、病児が安心して過ごせる環境を整えるために、保育士を利用児童おおむね3人につき1名以上配置すること。

④ 略

⑤ 略

(2) 病後児対応型

- ① 病後児の看護を担当する看護師等を利用児童おおむね10人につき1名以上配置するとともに、病後児が安心して過ごせる環境を整えるために、保育士を利用児童おおむね3人につき1名以上配置すること。

② 略

③ 略

(3) 略

5 実施要件

(1) 病児対応型

- ① 病児の看護を担当する看護師、准看護師、保健師又は助産師（以下「看護師等」という。）を1名以上配置するとともに、病児が安心して過ごせる環境を整えるために、利用定員4人以上の施設にあっては保育士を2名以上、利用定員2名以上の施設にあっては保育士を1名以上、配置すること。

- ② 本事業の実施場所は、病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設であって、次の（ア）～（ウ）の基準を満たし、市町村が適当と認めたものとする。

（ア）保育室及び児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を有すること。

（イ）調理室を有すること。なお、病児保育専用の調理室を設けることが望ましいが、本体施設等の調理室と兼用しても差し支えないこと。

（ウ）事故防止及び衛生面に配慮されているなど、児童の養育に適した場所とすること。

- ③ 集団保育が困難であり、かつ、保護者が家庭で保育を行うことができない期間内で対象児童の受け入れを行うこと。

(2) 病後児対応型

- ① 病後児の看護を担当する看護師等を1名以上配置するとともに、病後児が安心して過ごせる環境を整えるために、利用定員4人以上の施設にあっては保育士を2名以上、利用定員2名以上の施設にあっては保育士を1名以上、配置すること。

- ② 本事業の実施場所は、病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設であって、次の（ア）～（ウ）の基準を満たし、市町村が適当と認めたものとする。

（ア）保育室及び児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を有すること。

（イ）調理室を有すること。なお、病後児保育専用の調理室を設けることが望ましいが、本体施設等の調理室と兼用しても差し支えないこと。

（ウ）事故防止及び衛生面に配慮されているなど、児童の養育に適した場所とすること。

- ③ 集団保育が困難であり、かつ、保護者が家庭で保育を行うことができない期間内で対象児童の受け入れを行うこと。

(3) 体調不良児対応型

- ① 体調不良児の看護を担当する看護師等を1名以上配置すること。

- ② 預かる体調不良児の人数は、看護師等1名に対して2名程度とすること。

- ③ 本事業の実施場所は、保育所の医務室、余裕スペース等で、衛生面に配慮されており、対象児童の安静が確保されている場所とすること。

- ④ 本事業を担当する看護師等は、実施保育所における児童全体の健康管理・衛生管理等の保健的な対応を日常的に行うこと。

- ⑤ 本事業を担当する看護師等は、地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を地域のニーズに応じて定期的実施すること。

6 実施方法

(1) 略

(2) 医療機関でない施設が病児対応型を実施する場合は、保護者が児童の症状、処方内容等を記載した連絡票（別紙2様式例。児童を診察した医師が入院の必要性はない旨を署名したもの。）により、症状を確認し、受け入れの決定を行うこと。

(3) 略

7 (略)

8 (略)

6 実施方法

(1) 病児対応型及び病後児対応型については、対象児童をかかりつけ医に受診させた後、保護者と協議のうえ、受け入れの決定を行うこと。

(2) 医療機関でない施設が病児対応型を実施する場合は、保護者が児童の症状、処方内容等を記載した連絡票（別紙3様式例。児童を診察した医師が入院の必要性はない旨を署名したもの。）により、症状を確認し、受け入れの決定を行うこと。

(3) 保育所に登所する前からの体調不良児については、体調不良児対応型の事業を実施する保育所を利用するものでなく、地域の病児対応型又は病後児対応型の事業を実施する施設を優先的に利用することとし、児童の症状に応じた適切な利用が行われるよう、地域における連携体制の確保に努めること。

7 留意事項

(1) 医療機関との連携等

① 市町村長は、都道府県医師会・郡市医師会等（以下「地方医師会」という。）に対し、本事業への協力要請を行うとともに、実施施設に対し医療機関との連携体制を十分に整えるよう指導すること。

② 本事業を実施する施設は、緊急時に児童を受け入れてもらうための医療機関（以下「協力医療機関」という。）をあらかじめ選定し、事業運営への理解を求めるとともに、協力関係を構築すること。

③ 医療機関でない施設が病児対応型を実施する場合は、児童の病態の変化に的確に対応し、感染の防止を徹底するため、日常の医療面での指導、助言を行う医師（以下「指導医」という。）をあらかじめ選定すること。

④ 病児対応型を実施する場合においては、指導医又は協力医療機関（併設する医療機関の医師を含む。）との関係において、緊急時の対応についてあらかじめ文書により取り決めを行うこと。

⑤ 本事業を実施するに当たっては、指導医・囑託医と相談のうえ、一定の目安（対応可能な症例、開所時間等）を作成するとともに、保護者に対して周知し、理解を得ること。

(2) 感染の防止

① 体温の管理等その他健康状態を適切に把握するとともに、複数の児童を受け入れる場合は、他児への感染に配慮すること。

② 手洗い等の設備を設置し、衛生面への十分な配慮を施すことで、他児及び職員への感染を防止すること。

③ 体調不良児対応型を実施する場合においては、他の健康な児童が感染しないよう、事業実施場所と保育室・遊戯室等の間に間仕切り等を設けることで、職員及び他児の往来を制限すること。

④ 児童の受け入れに際しては、予防接種の状況を確認するとともに、必要に応じて予防接種するよう助言すること。

8 事業の実施手続

(1) 市町村の長（指定都市及び中核市の市長を除く。）及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所等について都道府県知事に十分協議すること。

(2) この実施要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を整備しておくこと。